諮問番号：令和元年度諮問第１０号

答申番号：令和元年度答申第１５号

答申書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２９年１１月２０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

処分庁が本件処分を行ったため、審査請求人は、審査請求人の子（以下「Ａ」という。）の家を出て生活することができなくなった。本件処分は違法又は不当である。

２　審査庁

　　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　　本件審査請求は棄却が妥当である。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人は、居宅（借家）での単身世帯としての保護を求めて申請を行ったが、扶養調査の過程において、扶養義務者であるＡ宅で生活している状況が確認され、Ａから提出された扶養届により、Ａが審査請求人を扶養する意思が確認できたことから、本件処分を行ったものと認められる。

（２）審査請求人は、Ａが審査請求人を扶養する旨を申し出てはいるが、自身の年金額が少額であり、Ａの生活に影響が出ることを懸念し、保護が必要な旨を主張している。

しかしながら、後記第５の１の(１)から(３)のとおり、民法に定める扶養義務者の扶養は、法による保護に優先して行われることとされていることから、処分庁は、Ａの審査請求人に対する扶養援助により、審査請求人の最低生活の需要を満たすことができると認められ、保護は要しないものとして本件処分を行ったものと認められる。

（３）以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年６月２４日　　　諮問書の受領

　令和元年６月２８日　　　審査請求人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月１６日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：７月１６日

　令和元年７月２６日　　　第１回審議

　令和元年８月２３日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、第２項において、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。
　なお、「民法に定める扶養義務者」とは、配偶者、民法第８７７条第１項に掲げられている扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）及び同条第２項の規定に基づき家庭裁判所の審判により扶養の義務を負わされた三親等内の親族とされている。

（２）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）の第５は、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。」と定めている。

（３）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）の第１の１（３）は、夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係を生活保持義務関係と定めており、扶養の程度について、第５の２（５）イで、生活保持義務関係にある者を除く直系血族においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度と定めている。さらに、第１１の１の（２）は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

２　認定した事実

　　処分庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）審査請求人は、平成２９年１０月２４日付けで、処分庁に対し、保護開始の申請を行った。また、同日付けの面接記録票及び同年１１月１５日付けで処分庁がＡから受領した扶養届からは、Ａが勤め、一定の収入を得ていることが読みとれる。

（２）平成２９年１１月６日のケース記録票によると、審査請求人の居住実態がＡ宅にあることを処分庁のケースワーカーが確認している。

（３）平成２９年１１月１３日付けで処分庁がＡから受領した文書には、「これからも私が母を扶養していくつもりです」との記載があり、また前記（１）の扶養届によれば、「精神的な支援の可否」及び「金銭的な援助の可否」はともに「可能」と記載されている。

（４）平成２９年１１月２０日付けで、処分庁は本件処分を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、居宅（借家）での単身世帯としての保護を求めて申請を行い、申請が却下されたことへの不服を主張するが、前記１（１）から（３）のとおり、民法に定める扶養義務者の扶養は、法による保護に優先して行われることとされている。そのため、扶養調査の過程において、扶養義務者であるＡ宅で生活している状況が確認され、Ａから提出された扶養届により、Ａが審査請求人を扶養する意思が確認できたことから、処分庁はＡの審査請求人に対する扶養援助により審査請求人の最低生活の需要を満たすことができ、保護は要しないものとして、本件処分を行ったものと認められる。

（２）また、前記２（３）のとおり、Ａが審査請求人への金銭的な援助を可能としていること、かつ、前記２（１）のとおり、Ａは非稼働者ではなく、審査請求人を扶養しても、Ａ自身について社会通念上ふさわしいと認められる程度の生活を損なうことがないといえることから、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点も認められない。

（３）よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇